

長崎県次世代情報産業クラスター協議会会則

(名称)

第1条 本協議会の名称を「長崎県次世代情報産業クラスター協議会（以下「協議会」という。）」とする。

(目的)

第2条 協議会は、県内のロボット、IoT、組込み関連企業の高度専門人材の育成や、これらの先端技術を提供する企業と活用する県内企業とのマッチング等によって、技術の活用を促進するとともに、事業拡大や新たなサービスの創出等につなげ、県外需要の獲得や生産性の向上、付加価値の向上等を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会では、前条の目的を達成するため、長崎県が実施する次の事業に参画する。

- ① ロボット・IoT等の分野における高度専門人材の育成
- ② 普及啓発セミナー、導入企業向け基礎講習会等の開催
- ③ 製品・サービス等の開発による事業化のためのマッチングと伴走型支援の実施
- ④ 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第4条 協議会の会員になることができるものは、次のとおりとする。

- (1) 長崎県内に事業所を置く企業・団体
 - (2) 知事と立地協定を締結した県外企業
 - (3) 協議会の目的に賛同する企業・団体及び個人
- 2 協議会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 3 会長及び副会長は、総会において選任する。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは職務を代理する。
- 6 協議会の事業を遂行するため、ワーキンググループを置くことができる。

(オブザーバーの設置)

第5条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことが

できる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、長崎県新産業創造課に置く。

2 事務局は、事業の企画・立案・実施、会員の管理等にあたり必要な事務を行う。

(入会)

第7条 入会を希望するものは、入会申込書を事務局に提出し、事務局の確認を受けなければならない。

(退会)

第8条 協議会を退会しようとする会員は、事務局にその旨を届け出なければならない。

2 会員が解散し、又は破産したときには、退会したものとみなす。

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

3 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 緊急に協議すべき事項又は軽微な事項については、会長は会員に対して電子メール又は書面により賛否を求め、これをもって総会の協議に代えることができる。

5 会長は必要のある場合、関係者及び有識者等の出席を求め、意見・助言等を求めることができる。

6 総会は、協議会の事業及び運営に関する基本的事項について審議し決定する。

(会費)

第10条 会費の徴収は行わない。なお、個別の活動に必要な経費（交通費等）は、会員自ら負担する。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、その都度別に定める。

付則

この規約は、平成30年5月9日から施行する。